

議員提出議案第14号

大都市・税財政制度特別委員会の設置について

本案を別紙のとおり提出する。

令和元年5月24日

大阪市会議長 広田和美様

提出者

ホンダリエ	永井啓介	佐々木哲夫	山下昌彦
杉山幹人	守島正	岡崎太	飯田哲史
大橋一隆	丹野壮治	佐々木りえ	高見亮
前田和彦	山本長助	北野妙子	福田武洋
八尾進	西徳人	西崎照明	明石直樹

(別紙)

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）第4条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置する。

1. 名称

大都市・税財政制度特別委員会

2. 目的

地方自治の本旨に基づく大都市の制度と機能の改善及び行政区の区域の変更について調査研究を行うとともに、大都市行政の実態に対応する税財政制度の確立を強力に促進するため、調査研究及び実行運動を行う。

3. 付議事件

(1) 地方制度改革に関すること

- ① 地方分権に関すること
- ② 地方制度調査会に関すること
- ③ その他地方制度改革に関すること

(2) 都市間協力に関すること

(3) 行政区の区域の変更等に関すること

(4) 大都市税源の拡充に関すること

(5) 大都市財源の拡充に関すること

(6) その他大都市の制度と機能の改善に関すること

4. 委員定数

20人

5. 期間

市会閉会中も審査を行い、その終了まで継続する。